

ハッ目漢方薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局	開設者	有限会社 ハッ目漢方薬局	
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間			薬局開設許可証(別掲)を参照	
管理薬剤師氏名	酒井 哲夫(調剤・販売・相談)			
勤務する薬剤師(担当業務)	増田美樹(調剤・販売・相談)、荒川 秀子(調剤・販売・相談)、 寺田 昌代(調剤・販売・相談)、畑江葉子(調剤・販売・相談)			
勤務する登録販売者(担当業務)	飯島 千晶(販売・相談)			
取り扱う一般用医薬品等の区分	要指導医薬品・薬局医薬品・第一類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品			
当薬局勤務者の区別について	薬剤師	名札に氏名及び「薬剤師」と記載		
	登録販売者	名札に氏名及び「登録販売者」と記載		
	その他の勤務者	名札に氏名を記載		
営業時間	9時00分～20時00分	営業時間外の相談対応時間		
相談時・緊急時の連絡先	03-3842-0541			

お薬の販売方法について

分類と 外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応
要指導医薬品 要指導医薬品	新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	販売時に薬剤師による情報提供が適切に行うため、かぎをかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの				
指定第2類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。	薬剤師 または 登録販売者	
第2類医薬品 第2類医薬品	注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。	法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します。			
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品		適正使用のため必要な情報の提供に努めます。		

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話 0120-149-931（フリーダイヤル）

苦情相談窓口

東京都薬剤師会 TEL 03-3294-0271
東京都薬務課 TEL 03-5320-4511